

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市都市みらい部公園管理課所管する那覇市松山公園文化交流施設については、下記のとおり指定管理者予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第244条の2第6項により議会の議決を経る必要があり、令和3年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

- (1) 名 称 : 那覇市松山公園文化交流施設
- (2) 所在地 : 福州園・・・・・・那覇市久米2丁目 29 番 19 号
松山公園連携施設・・那覇市久米2丁目 30 番6号
松山公園駐車場・・・那覇市松山1丁目 17 番 64 号
- (3) 設置目的: 松山公園の一体的な利用、地域の活性化及び観光の発展に資するため。

2 指定管理予定候補者

- (1) 名 称 : 沖縄華僑華人PMコンソーシアム
- (2) 住 所 : 那覇市首里末吉町 4 丁目 1-22
- (3) 代表者名: 東江芝軍

3 指定予定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)

4 選定の経緯

(1) 公募

ア 募集期間 令和3年7月16日～令和3年9月15日

イ 申請団体数 4団体

(2) 審査方法

ア 選定委員会

選定機関の名称 那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会
選定委員会の委員

委 員 長 堤 純一郎 (琉球大学工学部名誉教授)

副委員長 西里 喜明 (一般社団法人 沖縄県中小企業診断士協会 顧問)

委 員 宮国 薫子 (琉球大学 国際地域創造学部 准教授)

委 員 前原 信達 (那覇市自治会長会連合会 副会長)

委 員 上原 洋子 (那覇市婦人連合会 副会長)

委 員 久高 多美子 (公益社団法人 沖縄県建築士会 監事)

委 員 安里 幸治 (那覇市PTA連合会 会長)

イ 選定委員会日時 令和3年10月15日(金)午後1時30分～午後5時まで

ウ 選定基準

①事業計画書等の内容が、市民の平等な利用を確保できるものであること。

②事業計画書の内容が那覇市松山公園文化交流施設の効用を最大限に発揮させるもので

あるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

③事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。

エ 審査基準表

表1 那覇市松山公園文化交流施設指定管理者予定候補者 審査基準表

選定基準	審査項目	審査内容	配点
基本的な考えと管理体制 (20点)	設置目的の理解及び平等な利用を図るための考え方・方策	文化交流施設の設置目的及び公の施設を理解した申請理由となっているか。 事業内容が特定の市民、団体等に対して不当な利用の制限又は優遇するものではないか。	5
	利用者の安全管理	責任者及び管理体制が明確に示されているか。施設の安全管理について示されているか。	5
	職員の管理育成	施設が存在する久米地域(クニンダ)の文化や福州園の施設概要等についての職員の指導育成、研修体制は十分か。	5
	危機管理	個人情報保護のための適切な措置をとることができるか。事故、災害等に対する対応策は適切か。	5
文化交流施設の効用の発揮と経費縮減 (60点)	運營業務	日常的な運営において、適切な人員を配置し、利用サービスの質の向上に取り組んでいるか。	10
	維持管理業務	基本的な施設管理及び庭園管理において、適切な人員を配置し、観光施設としての美観を整える計画がなされているか。	10
	施設全体の魅力向上策	日常的な施設活用において、創意工夫により物販などのサービスを展開し、施設全体の魅力向上を図る取り組みがなされているか。	15
	自主事業の企画	イベントなどの企画が、ターゲットや収支を見据え、具体的かつ効果的な取組みとなっているか。	15
	経費削減(※1)	有料駐車場設置許可使用料として那覇市へ納付する金額に管理委託料の上限額と提案額の差額を加えた額	5
	自主事業の売上還元率(※2)	自主事業の売上から那覇市への納付率	5
団体の概要と管理運営能力 (20点)	安定的な運営が可能となる財政基盤	団体の財務状況の健全性及び文化交流施設を管理運営する財政能力	10
	公の施設の管理運営実績及び収支計画の内容、適格性、実現の可能性	実績からして、文化交流施設を良好に管理又は運営できる実績を有しているか。 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。	10
合計点			100
最低基準点			60

* 各委員の採点の合計点が60点に満たない場合は選外とする。

オ 選定方法

① 委員ごとに「那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者選定に係る審査表」に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第1位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い団体を次点候補者に選定する。

② 上記①において、順位を第1位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の

順位を第2位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者とする。

③ 上記②において、順位を第2位とした委員の数が同数の団体が2人以上ある場合は、当該団体の順位を第1位とした委員の当該団体に係る採点の合計点が最も高い団体を指定管理予定候補者とする。

④ 上記①から③においてなお、同点の場合は、各委員の合意をもって、申請内容の総合評価を行い、指定管理予定候補者を選定する。

カ 選定結果

(1) 指定管理予定候補者

沖縄華僑華人PMコンソーシアム

(2) 集計結果

委員		A	B	C	D	E	F	G	合計	1位 の数
団体名 沖縄華僑華人PM コンソーシアム	採点	74	83	77	68	70	80	88	540	
	順位	1	2	2	1	1	1	1		5
那覇市松山公園 運営企業体（次 点）	採点	74	85	82	67	67	75	81	531	
	順位	1	1	1	2	2	2	2		3
A	採点	63	67	63	59	63	57	66	438	
	順位									0
B	採点	46	0	65	39	48	50	50	298	
	順位									0

キ 選定理由

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者審査要項に基づき審査・評価した結果、那覇市松山公園文化交流施設の効用の発揮と経費縮減、応募者の健全な財務状況や施設管理の運営能力等において、那覇市松山公園文化交流施設の管理者として適任であると判断し予定候補者に決定しました。